

女性と2004年年金改革

駒村 康平

東洋大学経済学部助教授

1 女性と年金改革について――――――

2004年年金改革の準備段階として、厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」は1年半に及ぶ議論を行い、昨年末に報告書をとりまとめた。そこでは、女性の労働市場の参加、家族形態の多様化といった女性のライフスタイルの変化に対応するため、個人の選択への中立性、年金の支え手の増加、女性に対する年金保障の充実という基本的な考えに基づいて、「女性の貢献が実る年金制度」へ向けて①モデル年金の考え方、②短時間労働者等に対する厚生年金の適用、③第3号被保険者制度、④育児期間に対する配慮、⑤離婚時の年金分割、⑥遺族年金の6つ点の改革が提言された。

2 6つの改革点の検討――――――

提案された6つの改革点について分析する。

①モデル年金

賦課方式の年金制度において、モデル年金の水準は世代間の公平性の尺度である代替率を左右する。現在のモデル年金は財政再計算時の現役男子(夫)の平均標準報酬(36.7万円)に基づいて計算されており、これが分子となる。40年勤続の男性労働者を前提とした専業

主婦世帯をイメージしている。一方、分母は現役男子の平均手取り月収(40.1万円)である。

検討会では、このモデル年金の想定する世帯を女性の労働市場進出の状況を考慮し、共働き世帯にすることが検討された。この議論の際、「モデル年金にも多様な選択肢があるべき」という誤解が生じたが、代替率¹⁾はマクロの世代間分配の尺度であるので、モデル年金は一本しかあり得ない。すなわち年金額を裁定するためには、乗率は一つであり、その乗率の基礎となるモデル年金も一つになる。

モデル年金が今後は女性の働く期間の増加を一定期間組み込んだ共働き世帯を想定したものになると、分母が現役男子の平均手取り賃金のままであれば、代替率が上昇する。世代間の公平性の尺度である代替率を一定にするためには乗率を下げる必要がある。ただし、こうした技術的な議論の前に、世代間の公平性の尺度である代替率自体の意味や分母に何を採用すべきなのかなどについても再検討する必要がある。

②パート労働者の厚生年金加入

経済のサービス化や働き方の多様化により急増した短時間労働者(パート)を厚生年金に組み入れることが提案された。短時間労働者の社会保険加入は、年金の支え手を増やす意味からも、短時間労働者の生活保障面からも必要である。加入対象は、常勤労働者労働時間1/2、年収65万円以上が提案されている。短期労働者を多く雇用している中小企業にとっては新た

な負担となるが、十分な準備期間を用意して推進すべきであろう。

③国民年金第3号被保険者制度

検討会の中で最も意見が対立したのがサラリーマンの被扶養配偶者、すなわち第3号被保険者問題である。85年改正で、自営業者を中心とする国民年金第1号被保険者、勤め人本人の第2号被保険者、2号の被扶養妻である第3号被保険者が生まれ、給付は個人単位になつた。それまでの専業主婦による任意加入という制度は廃止された。背景には、当時の厚生年金の給付水準が専業主婦世帯を想定しており、これに任意加入による給付が加わると、過剰給付そして将来の財政負担につながるという問題もあった。

しかし、第3号被保険者制度には二つの問題があった。一つは、いわゆる130万円の壁といわれるもので、サラリーマンの妻が3号にとどまるためには、パート収入などを130万円以下に抑制する必要があり、就業行動をゆがめるというものである。もう一つは、負担を巡る不公平感である。第3号の負担が世帯単位のままで、その夫と共に働き、独身者が一率の保険料を払って勤め人全体で負担する仕組みになっている。厚生年金保険料17.35%のうち、1.35%が専業主婦分を分担した部分であり、共働きや独身者の不公平感の原因となつた。

検討会では、第3号被保険者制度の評価は分かれた。世帯単位で考えれば、共働き世帯と専業主婦世帯が同じ所得合計なら負担は同じである。また、平均的には共働き世帯の合計所得は専業主婦世帯より高いため、高い所得の世帯から低い所得の世帯への所得の再分配にもなる。だが、高所得世帯ほど専業主婦が多いため、個人単位で考えると見方は異なる。45万円の賃金の夫を持つ専業主婦の保険料を、35万円の夫と15万円の妻というより低賃金の働

き手が負担することになる。

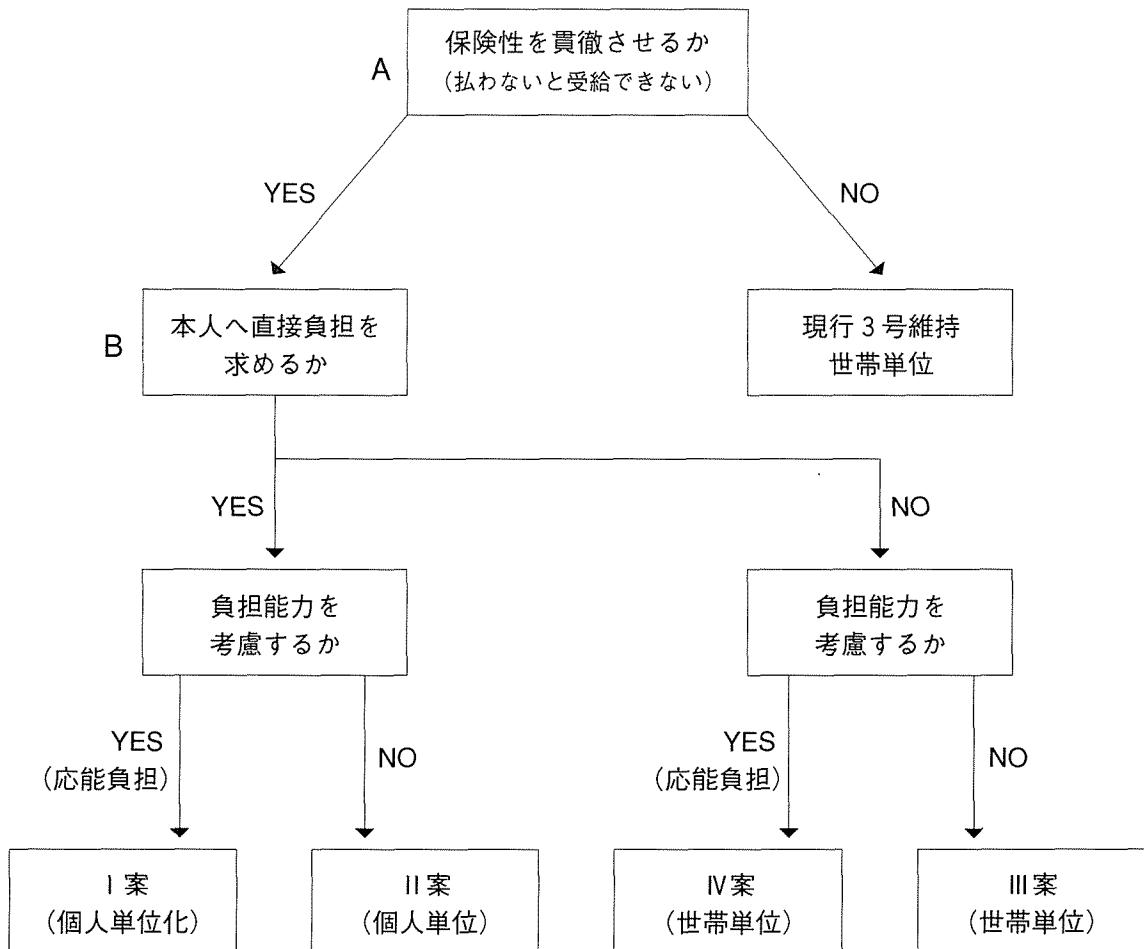
結局、検討会では第3号制度の見直しについて、6つの選択肢を示すに止つた。それは、夫の賃金の半分を妻の取り分と考え、それに見合う保険料を負担するⅠ案、妻自身が国民年金保険料を直接負担するⅡ案、妻の国民年金保険料を夫の保険料に上乗せするⅢ案、専業主婦を妻に持つ夫グループが専業主婦分の保険料率を上乗せして負担するⅣ案、高所得層の保険料率を引き上げ、そこで3号被保険者分の財源を確保する第Ⅴ案、3号制度を子育て期間などに限定する第Ⅵ案である。

Ⅴ案とⅥ案は部分的な解決方法である。

Ⅰ案からⅣ案と現行3号被保険者制度を比較してみよう。図はこれらの案をフローチャートにまとめたものである。

スタートは、国民年金・基礎年金に保険性・応益性を貫徹させるか、否かという点である(図のA)。すなわち「受給する以上、それにかかる費用については何らかの負担を必要とする」という点である。この点について、現行3号制度は、「専業主婦は負担能力がないため負担しなくともよい」という前提にある。一方、保険性・応益性を貫徹すると、その負担を専業妻本人に求めるか否かという選択に突き当たる(図のB)。

妻本人に求める選択肢として、Ⅰ案、Ⅱ案がある。もう一つの選択肢としては、妻の給付のかかる費用を世帯、具体的には収入のある夫に求める方法もある。Ⅲ案、Ⅳ案がこの場合である。妻本人に直接負担を求める場合も、負担能力に応じて負担してもらう応能負担(Ⅰ案)と定額(Ⅱ案)がある。Ⅰ案については、専業主婦が収入のない点から、賃金分割の発想が取り入れられている。これは夫と妻の合計を足して2で割り、それぞれに応能負担の保険料を求めるアイデアである。ただし、この考えは、労働や消費が夫婦それぞれの個人単位で決定



されているという個人単位モデルではなく、労働や消費は夫婦一体で決定しているという前提に基づいて、世帯を分割して個人単位「化」している点に注意する必要がある。

世帯に負担を求める場合、応能負担（IV案）と定額負担（III案）のアイデアがある。応能負担は、世帯（夫の）の能力に応じて、専業主婦分を負担をするという考え方である²⁾。応能負担であるIV案では、専業主婦分については、その夫が割り増しの保険料率を支払うということになる。定額負担のIII案では妻の保険料分を定額で夫から合算徴収する方法である。

どの案もそれぞれメリット、デメリットがある。第II案は定額負担であるため、低所得者ほど負担感が大きくなったり、未納者が増加す

る。第III案は未納者は発生しないが、低所得者ほど負担が大きくなる。第IV案は所得に応じて負担するため、低所得者の負担感を回避できるが、保険料を折半する企業からみると労働者間に保険料負担の差が発生する。第I案は、妻の貢献分を明確し、離婚時の年金分割などを考えると整合性があり、3号制度は形式的に消滅するものの、専業主婦の保険料にあたる部分を企業が負担する根拠や実務上の問題が多い。

6つのうちどの選択肢が望ましいのかは、①公平性を世帯単位で考えるのか、個人単位で考えるのか、②専業主婦の無就業は、自らの選択（いわゆる有閑マダム）と考えるのか、社会的なリスク（病気や子育て、介護、夫の転

勤)と考えるのかによって変わってくる。第3号問題は、社会保険の世帯像や負担形態を巡る重要なテーマである。

税制と同様に働く女性からは個人単位の負担を求めるⅡ案の支持も強いが、年金の場合は、給付との対応関係を考慮する必要があり、必ずしも税制と同列の議論はできない。また、社会保険料負担は本来、応能負担を原則とすべきである。さらに実際の夫婦の働き方、消費は世帯単位で決定されていることが統計的にも確認されている。年金分割との整合性も考慮し、第3号制度の改革案としては世帯の負担能力に着目したⅠ案かⅣ案が妥当と考える。

④育児期間等に関する配慮

賦課方式年金制度は次世代の経済力と数に依存するため、少子化によって財政は不安定化する。平成14年1月に発表された新人口推計では、少子・高齢化は加速しており、公的年金の保険料のさらなる引き上げは不可避である。賦課方式の社会保障を維持するためには、次世代育成は不可欠である。育児期間中の保険料免除期間の延長、子ども数に応じて年金額に差をつける、年金積立金から奨学金を出すなどの案もあるが、具体的な政策までは提案されなかった。

⑤離婚時の年金分割

夫の公的年金(報酬比例部分)は離婚しても妻には分与されていない。しかし、多くの先進諸国では離婚時の年金分割が導入されている。今後、団塊の世代における離婚の増加が予想されるため、離婚妻の生活保障のための年金分割を導入することが提案された。

⑥遺族年金制度

共働き妻の年金掛け捨て問題に対応するために、共働き世帯と専業主婦世帯の均衡を図

り、女性が自ら働いて納付した保険料が給付にできるだけ反映できる仕組みを検討することになった。

②と④～⑥についても若干のコメントをする。

まず、②についてであるが、第3号被保険者問題を縮小すること、国民年金の空洞化対策や社会保険は本来応能負担とすべきである点からも、短時間労働者への厚生年金適用は望ましいと考えるが、厚生年金加入は健康保険加入にも連動する点に注意する必要がある。

④の年金での育児支援であるが、現金給付による少子化対策ということならば、効果や方法について若干の疑問は残る。むしろ、良好な育成環境の保障という意味の次世代育成政策として、保育サービスを充実させる独立した社会保険の創設の方が有効と考える。

⑤の年金分割については、年金額を分割して離婚した妻に振り込むといった「額」の分割ではなく、年金権そのものの分割が望ましいと考える。年金額の分割だと基本権の受給者である元夫本人が死亡すると離婚した妻への年金も消滅する。年金権を分割すれば元夫の状況にかかわらず、離婚した妻の年金権は保障される。ただし、民法などとの整合性も求められるため実行されるまで時間がかかるかもしれない。

⑥の遺族年金制度については、子どものいない若年妻への遺族年金給付期間を制限すること、遺族厚生年金の給付額を夫婦の老齢厚生年金の合計の一定割合、たとえば $2/3$ にすべきと考える。後者のイメージは、専業妻の場合、妻の老齢厚生年金はゼロと掲載されるため、夫の厚生年金の $2/3$ が遺族厚生年金になる。一方、共働きの妻の場合は、夫婦の合計した老齢厚生年金の $2/3$ となるため、自分の厚生年金が反映されることになる。

い未来の世帯像を見据えた年金改革になることを期待する。

(こまむら こうへい)

3 今後の展望

以上の6つの改革点は、前回99年年金改革からの積み残しであったが、2004年改革の準備段階として、一定の改革の方向性が示されたものと評価できるであろう。ただし、6つの改革点は同レベルのテーマではない。モデル年金、短時間労働者の厚生年金適用などは年金財政問題と密接に関係する。育児期間等に係る配慮は少子化対策の一環であり、やや性質が異なる。

一方、第3号被保険者制度、離婚時の年金分割、遺族年金は夫婦のあり方と密接に関連するテーマであり、世代間で価値観の違いに基づく対立を生むかもしれない。特に第3号被保険者問題と離婚時の年金分割については困難を伴う可能性が高い。

急激な少子高齢化の進展により年金財政が不安定化していること、これに加え国民年金の空洞化が深刻になっていることから、基礎年金の財源政策、少子化対策、年金給付一負担の上限が議論の中心になりつつあり、価値観の対立を生むようなテーマである第3号被保険者問題、遺族年金問題、離婚時の年金分割などのテーマが埋没する可能性もある。

しかし、こういった事態は避けるべきである。年功賃金、終身雇用という日本型雇用慣行に整合するように高度成長期に確立した性別役割分業型の夫婦モデルは過去のものとなった。たしかに、安定した賃金が保障される夫が市場労働に、妻が家事労働に特化することはかつては一定の経済合理性があり、現在の年金制度もそれと整合性のとれたものであった。しかし、日本型雇用慣行の崩壊、急激な失業率の上昇のなか、夫婦の機能も性別役割分業型から失業のリスクをカバーする夫婦共働き保険型に変化しつつある。2004年年金改革が、財政論で始終せずに、過去にとらわれな

(注)

- 1) 現在、代替率は60%と設定されており、どの世代でも高齢者になれば現役世代の60%程度の生活が保障されることを意味する。
- 2) 現行の3号制度も一種の世帯単位の応能負担であるという指摘もあるものの、正確に整理された議論は行われていない。受益との関連性をどの程度重視するかによってⅠ案、Ⅱ案、Ⅲ案、Ⅳ案と異なる。

(引用文献)

厚生労働省女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
(2002)『女性と年金』社会保険研究所

